

○文教厚生常任委員長（平原志保君）

去る6月12日の本会議で、文教厚生常任委員会に付託されました、陳情第3号、ひとりひとりの子どもを大切にしたい学校歯科保健をもとめる陳情書についての審査を終えましたので、経過と結果について報告いたします。まず、陳情者の説明では、平成27年度から子供の歯を守るということで学校での集団フッ化物洗口がモデル校2校で始まり、平成30年6月現在で、小学校35校のうち、約半数の学校で集団フッ化物洗口が実施されている。当初より、私たちは学校での集団フッ化物洗口は、教育の場である学校にはなじまないと慎重な立場を取ってきた。洗口液は、ミラノールという顆粒状の薬から作るが、この薬剤には劇薬と書いてある。医療者のいない学校での集団での実施は、一人一人のフッ化物洗口の様子を見届けることが困難である。学校では食物アレルギーの子供の口の中に入れることに対して、ものすごく神経を使っている。それなのに、同じように口の中に入れるフッ化物洗口液についてはどうなのか。また、事故が起こった場合、誰が責任を持つのか。私たちは、一番先にすべきことは、虫歯の治療を進めること、同時に歯磨きや生活習慣、食習慣の改善で予防することだと考える。あわせて、霧島市の全ての子供たちが未就学児と同じように小学生の医療費を無料にすることで、子供たちに歯科治療の機会を与えることになる。このような趣旨で、陳情をした」との説明がありました。質疑に入り、「フッ素は劇薬で、薄めてもそれなりの蓄積があるという理解でよいか」との質疑に、「専門家ではないが、液体は口の中の粘膜からすごく吸収が早いので、非常に心配している。間違っただけで飲んでしまうこともないとは限らない。歯科医師の下でやるのは大丈夫だとは思いますが、学校で行うのは非常に不安だと思っている」との答弁。「一番の懸念は、薄めるところから服用に至るまで専門家がついていないということか」との質疑に、「おっしゃるとおりだ。洗口液を作るのも霧島市では管理職が作っている。管理職の方も詳しい説明を受けていないので、素手で触っても大丈夫とっていたり、危機感がなく、そこが心配である」との答弁。「全国的に、学校でのフッ化物洗口の反対の陳情の動きはどのようになっているか。またフッ化物洗口でトラブルがあったのか」との質疑に、「陳情の動きは、余り聞いたことはない。もしかしたらあるかもしれないが把握していない。トラブルとかはまだない」との答弁。陳情事項の2、学校現場における集団フッ化物洗口の導入を見直すことについての見解として、平成28年度の本市の小学校の虫歯の治療率を見ると、治療率が100%の学校がある一方、30%程度など、学校により保護者の虫歯治療に対する認識に差が見られる状況がある。学校での集団によるフッ化物洗口事業を実施することにより、多くの子供に虫歯を予防する機会を与えることができると考えている。学校におけるフッ化物洗口は昭和45年に新潟県の小学校で開始され、およそ50年の歴史がある。新潟県は、一人当たりの平均虫歯保有数が全国一少ない状況を10年以上続けており、鹿児島県と同様、虫歯保有数の多かった佐賀県や秋田県も全県的にフッ化物洗口に取り組み始めた結果、現在では全国平均より良好な結果である。安全面に対しては、フッ化物洗口液に含まれるフッ化ナトリウムを、体重40kgの子供が一度に約300人分飲み込んだ場合の致死率が50%であることから、一人分のフッ化物洗口液を誤って飲み込んだとしても命に関わることはなくWHO（世界保健機関）では虫歯予防に用いるフッ化物がアレルギーの原因となることはない結論づけており、安全性については十分に検証されている。しかし、一部不安を抱いている方もおり、説明会において、教

職員や保護者に対して正しい知識や情報をお伝えし、理解を得られるように努めているところであるとの説明がありました。質疑に入り、「学校での取扱い方法、安全性などに不安があるという内容の陳情である。管理職の方が薬剤の管理をされているということだが、学校での取扱いをもう少し詳しく紹介してほしい」との質疑に、「現在、小学校の 20 校において原液の作成は、一部、養護教諭等が手助けをしている学校もあるが、ほとんど管理職が行っている。原液を各学級に取り分ける作業については、管理職が実施するほか、養護教諭あるいは複数の職員で行うことがある。管理場所は全てが校長室である」との答弁。「陳情者の一番の懸念というのが、専門家ではない管理職が劇薬を管理し配合することだが、それに対しどう思っているのか」との質疑に、「この濃度は薬事行為に当たらないということで、指導を受けている。薬事法上は、フッ化物洗口剤の顆粒は劇薬に指定されているが、フッ化物濃度が 1%以下に調整された洗口液は、普通薬に分類されるので、学校の職員でも取扱いが可能である。また、昭和 60 年 3 月 8 日の衆議院会議録、内閣答弁に、『学校の養護教諭がフッ化ナトリウムを含有する医薬品をその使用方法に従い、溶解、希釈する行為は薬事法及び薬剤法に抵触するものではない』とあり、それに従い、本市では学校フッ化物洗口の手引きの中で、洗口液を作成する者は学校の教職員で行うと示しているところである」との答弁。「洗口（うがい）の際に、うがいをした後、自分の歯磨き用コップに吐き出し、飲み込んでいないかの確認をするということだが、本人たちもいい気持ちはしないからということで、学校で一部紙コップを購入しているそうである。その辺についての改善というのは既にやられているのか」との質疑に、「紙コップの準備については教育委員会では指示はしていないが、各学校で子供たちの意見を踏まえて工夫をされていることは承知している。各校の校長や教員の意見等も聴きながら、導入したほうがいい状況であれば今後検討したいと考えている」との答弁。その他、多くの質疑・答弁がありました。陳情第 3 号について、自由討議はなく、陳情処理に入り、賛成討論として、陳情者の方からもあったように、劇薬を薄めてはいるものの口に入るわけで、慎重に徹するべきだと考える。子供たちが大きくなって何らかの影響等が出たときに、私たち大人としても全く責任がないとは言えない。議論を深めて賛否両論、意見もたくさん聴く機会があってもよいのではないかとということで、採択すべきであるとの意見がありました。反対討論として、フッ化物洗口以外にも様々な予防の取組があり、それ以外のことも考えていくべきだということは認識しているが、今、薬害のおそれがあるような事例もなく、WHO も認めており、国としてもガイドラインを作って進めているような事業で否定すべき要素はないと思う。今回の陳情の中身をまとめると、フッ化物洗口の安全性ということが重視されている陳情内容とお見受けしており、陳情に対しては採択すべきではないとの意見がありました。採決の結果、陳情第 3 号は賛成少数で、不採択とすべきものと決定しました。最後に委員長報告に付け加える点として、フッ化物洗口だけに留まらず、虫歯を予防するほかの方法というのも引き続き模索していただきたい。また、一部不安を抱いていらっしゃる方もおられるので、教職員や保護者に対して引き続き正しい知識や情報の伝達、理解を得られるように努めていただきたいとの意見がありましたので、付け加えておきます。

○議長（中村正人君）

ただいま、委員長の報告が終わりました。ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。質

疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これより処理に入ります。陳情第 3 号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で討論を終結します。採決します。委員長報告は賛成少数で不採択とすべきものと決定したとの報告であります。したがって、本件については、本陳情に対してお諮りいたします。採決は電子により行います。陳情第 3 号について、採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

押し忘れなしと認めます。確定します。賛成少数であります。

この陳情書の委員会審査に先立って、一般質問でフッ素洗口賛成論が述べられており、執行部と議員の思惑が一致していると認識しました。